

実務研究

日本税務会計学会
平成26年4月 月次研究会



矢野重明 [渋谷]

信託税制の再確認と信託制度の活用 — 家族信託を中心として —

1 はじめに

信託法改正（平成18年12月）に伴い注目された制度として、いわゆる家族信託（本稿では、民事信託の中でも親族等を受託者とする信託のことをいう。）を挙げる事ができる。この改正により、家族信託に利用できる制度として「遺言代用信託（信託法90）」や「後継ぎ遺贈型信託（信託法

2 高齢者の財産管理のための遺言代用信託の活用

資産家が所有する賃貸不動産の管理につき、その資産家の高齢化による判断能力の低下に備えるための対策及びその資産家の死後における確実な賃貸不動産の承継対策としての遺言代用信託の活用は、家族信託の典型例の一つと言える。例えば、甲（父）は、今現在は元気がだが高齢のため将来の賃貸不動産の管理に不安を抱えている。そこで、賃貸不動産の管理を丙（長男）に任せる一方、その賃貸不動産に係る賃料は老後の生活費として甲（父）（甲（父）の死亡後は乙（母））が受取りたいと考えている。この場合には、甲を委託者及び受益者、丙を受託

者とする自益信託（委託者＝受益者）を設定し、合わせて甲死亡後の受益者を乙とする遺言代用信託を活用することができる。その際の遺言代用信託の信託契約書の例は、次のとおりである。なお、遺言代用信託は、成年後見制度及び遺言を一つの信託契約で代用することができる点特徴的であると言える。

「遺言代用信託の信託契約書の例」

信託契約書（一部抜粋）
甲（父）を委託者、丙（長男）を受託者として、委託者が所有する末尾記載の賃貸不動産を次の条項によって信託す

る。

- 第1条 信託の目的
後記の賃貸不動産を信託財産として管理及び処分し、受益者の安定した生活の支援を確保すること。
- 第2条 信託期間
受託者が信託を引き受けた日から20年間
- 第3条 受益者
① 本信託の当初の

3 信託税制の確認

- ② 委託者である甲（父）の死亡後は、乙（母）とする。
- 第4条 信託終了の際の帰属権利者
信託終了の際の帰属権利者は、丙（長男）とする。

信託税制（本稿では所得税法及び相続税法に限定する。）の確認は、「遺言代用信託の信託契約書の例（以下「本事例」という。）に即して、その留意点を中心に確認していくこととする。

(1) 受益者等課税信託

信託税制では、信託をその利用形態等を勘案して、「受益者等課税信託」、「集団投資信託」、「法人課税信託」、「退職年金等信託」又は「特定公益信託等」の5つに分類している。家族信託は、通常「受益者等課税信託」に該当するが、受益者（みなし受益者を含む。以下「受益者等」という。）が存しない場合には「法人課税信託」に該当する。つまり、信託財産の給付を受け、信託契約における受益者等の把握がまず重要となる。なお、本事例では、

（2）により受益者等が存するため「受益者等課税信託」に該当する。
（2） 受益者等（受益者及びみなし受益者）
信託法上の受益者は、受益権を有する者と規定されているが（信託法149①）、

具体的には、帰属権利者となつていない委託者や残余財産の帰属に関する定めのない信託における委託者等がこれに該当する（所基通13-8）。みなし受益者の存在によりその後の課税関係が大きく異なるため、信託行為の設定にあたり留意すべき点の一つであると考え

る。また、受益者等の不動産所得の金額の計算上、信託による不動産所得の損失の金額は生じなかったものとみなされる（措法41の4の2）。つまり、信託による不動産所得の損失の金額は、受益者等に贈与税が課されることとなる（相法9の2①）。本事例は、委託者及び受益者が甲である自益信託の設定に該当するため

課税関係は生じないことになる。なお、信託の受託者は、受益者等の変更、信託の終了等があった場合には、その翌月末日までに調書を提出する必要がある（相法59②、以下(5)(6)において同じ。）。ただし、自益信託である場合等にはその提出が不要とされているため（相規30③）、本事例の信託設定時には受託者丙に調書の提出義務は生じない。

（4） 信託期間中の課税関係
受益者等課税信託では、受益者等が信託財産を有するものとみなし、信託財産からの収益及び費用は受益者等の収益及び費用とみなして所得税が課される（所法13①）。本事例の場合には、賃貸不動産に係る賃料収入などの収益及び賃貸不動産に係る固定資産税や修繕費などの費用は受益者甲（甲死亡後は乙。以下(4)において同じ。）に帰属し、甲が不動産所得の申告をすることになる。なお、この場合の収益の金額は、受益者甲に実際に分配した金額ではなくその年中に発生した金額を認識することになる。

（3） 信託設定時の課税関係
信託設定時には、信託法上は委託者から受託者へ信託財産の譲渡が生じるが、信託税制上は委託者から受益者等への信託財産の移転があつたものと考えられる。したがって、他益信託（委託者≠受益者）を設定し、適正な対価の負担がないときは、受益者等に贈与税が課されることとなる（相法9の2①）。本事例は、委託者及び受益者が甲である自益信託の設定に該当するため

課税関係は生じないことになる。また、受益者等の不動産所得の金額の計算上、信託による不動産所得の損失の金額は生じなかったものとみなされる（措法41の4の2）。つまり、信託による不動産所得の損失の金額は、受益者等に贈与税が課されることとなる（相法9の2①）。本事例は、委託者及び受益者が甲である自益信託の設定に該当するため

課税関係は生じないことになる。また、受益者等の不動産所得の金額の計算上、信託による不動産所得の損失の金額は生じなかったものとみなされる（措法41の4の2）。つまり、信託による不動産所得の損失の金額は、受益者等に贈与税が課されることとなる（相法9の2①）。本事例は、委託者及び受益者が甲である自益信託の設定に該当するため

課税関係は生じないことになる。また、受益者等の不動産所得の金額の計算上、信託による不動産所得の損失の金額は生じなかったものとみなされる（措法41の4の2）。つまり、信託による不動産所得の損失の金額は、受益者等に贈与税が課されることとなる（相法9の2①）。本事例は、委託者及び受益者が甲である自益信託の設定に該当するため

4 おわりに

信託税制を勉強していくと、信託を節税対策として利用することは難しいと理解できる。しかし、資産家の財産管理や相続における遺産分割対策の一つとして活用していくことは非常に有用である。今後は、相続対策などを考える過程において従来の方法では解決できない事案に備え、信託の活用を選択肢として持つておくことが必要であると考

える。

（参考文献）

- ・高橋研一「信託の会計・税務」ケーススタディ（中央経済社）
- ・奥村真吾「信託法の活用と税務」(清文社)
- ・白井一馬・内藤忠大・村木慎吾・濱田康宏・岡野訓・北詰健太郎「一般社団法人・信託活用ハンドブック」